千葉市幼保小連携・接続検討会議 設置要綱

(趣旨)

第1条 本市は、幼稚園、保育所及び認定こども園(以下「教育・保育施設」という。)と 小学校との連携・接続を強化することにより、子どもの発達や学びの連続性を確保する とともに、幼児教育・保育の質の更なる向上を図るため、千葉市幼保小連携・接続検討 会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会議は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項について協議及び調査研究を 行う。
 - (1) 教育・保育施設におけるアプローチカリキュラムの実践・普及に関すること。
 - (2) 教育・保育施設と小学校との交流活動の促進・定着化に関すること。
 - (3) 幼保小連携・接続等に関する家庭及び保護者に対する啓発・支援に関すること。
- (4) 教育・保育施設を訪問・巡回し、幼保小連携・接続に関する助言等を行う者の配置に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、幼保小連携・接続の強化に資する施策に関すること。

(組織)

- 第3条 検討会議は、次に掲げる委員で構成し、第1号から第4号までに規定する者の人数は、それぞれ2人以内とする。
- (1) 私立幼稚園関係者(私立幼稚園から移行した認定こども園を含む。)
- (2) 民間保育園関係者(民間保育園から移行した認定こども園を含む。)
- (3) 千葉市立保育所関係者(市立保育所から移行した認定こども園を含む。)
- (4) 千葉市立小学校関係者
- (5) 千葉市教育委員会事務局学校教育部指導課長
- (6) 千葉市教育委員会事務局学校教育部教育センター所長
- (7) 千葉市こども未来局こども未来部保育支援課幼児教育・保育政策担当課長
- (8) 千葉市こども未来局こども未来部保育運営課保育所指導担当課長
- 2 検討会議には、前項の委員のほか、幼保小連携・接続に関する専門知識を有する助言者を置き、その人数は2人以内とする。
- 3 委員及び助言者(以下「委員等」という。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第4条 委員等の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、初回の任期は、この要綱の

施行の日から平成29年3月31日までとする。

2 補欠の委員等の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第5条 本市は、助言者に対し、検討会議への出席その他の職務を遂行するための費用として、予算の範囲内において、報償費を支払うことができる。

(運営責任者)

- 第6条 検討会議に運営責任者を置き、千葉市こども未来局こども未来部保育支援課幼児 教育・保育政策担当課長をもって充てる。
- 2 運営責任者は、会務を総理し、検討会議を代表する。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局を千葉市こども未来局こども未来部保育支援課に置き、検討会 議の庶務は、事務局において処理する。

(会議)

- 第8条 検討会議は、運営責任者が招集し、その議長となる。
- 2 検討会議は、原則として、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議は、協議及び調査研究のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、運営責任者 が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。